

議案第 69 号

羽生市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
等の条例

(羽生市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年条例第 2 号)
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。<u>以下「法」という。</u>) 第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>65 年</u> とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず</u>、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) <u>第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、年齢 <u>60 年</u> とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるとき</u>は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を <u>当該職</u></p>

その職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により生ずる欠員を補充することができず、公務の運営に著しい支障を生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(3) (略)

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、その職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、その職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものと

務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障を生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) (略)

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

する。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、羽生市一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第16号)第7条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条及び次条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢がその職員の年齢を超える監督職勤

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

務職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、その職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べて短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、

常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(経過措置)

2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末

附 則

(経過措置)

2 (略)

日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、その職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、その職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、その職員に対し、その職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>（趣旨）</u>	<u>（この条例の目的及び効力）</u>
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、 <u>職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき <u>職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u>

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 (略)

2～7 (略)

8 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

55歳に達した日から60歳に達する日の前日までの間にある職員	2号給
60歳を超える職員	0号給

9～11 (略)

12 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 (略)

2～7 (略)

8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

9～11 (略)

12 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第

(通勤手当)

第13条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3 (略)

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、その職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

5・6 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分

2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第13条の2 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3 (略)

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

5・6 (略)

(時間外勤務手当)

第16条 (略)

2 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応

に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 その職員の勤勉手当基礎額にその職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～6 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の6 第11条から第13条まで、第13条の3及び第13条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年引上げに伴う経過措置)

3 当分の間、別表第1又は別表第2が適用される職員の給料月額は、その職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第5項において「特定日」という。)以後、その職員に適用される給料表の給料月額のうち、その職員の属する職務の級及びその職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 羽生市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

(再任用職員についての適用除外)

第21条の6 第11条から第13条まで、第13条の3及び第13条の5の規定は、再任用職員には適用しない。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(特例措置)

3 職員に育児休業が支給される間、第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び育児休業給」とする。

4 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和56年法律第93号)第11条第1項の規定に基づく給付が行われる間における当該給付を受ける職員に対する羽生市一般職職員の給与に関する条例第11条第4項の規定の適用については、同項中「児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和56年法

5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定によりその職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により、その職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額がその職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎

律第93号。以下この項において「行革関連特例法」という。）第11条第1項の規定による給付」と、「当該児童手当」とあるのは「当該給付」と、「同法第4条第1項」とあるのは「児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項」と、「同法第6条第1項」とあるのは「行革関連特例法第11条第2項において準用する児童手当法第6条第1項」とする。

5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第21条第2項及び第21条の4第2項第1号の規定の適用については、第21条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第21条の4第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とその職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか、任命権者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、その職員の受ける給料月額のほか任命権者が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対するこの条例による改正後の第13条の4第2項及び第21条第5項（第21条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第13条の4第2項中「給料」とあるのは「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定により支給される給料の額との合計額」と、第21条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

10 附則第3項から前項までに定め

るもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表中再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(羽生市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 羽生市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の懲戒の手續及び効果に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6か月以下</p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、<u>職員</u>の懲戒の手續及び効果に関し<u>規定することを目的とする。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6か月以下</p>

の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）第9条に規定する報酬の額に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは当該額を減ずるものとする。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（羽生町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の廃止）

2 町村合併に伴う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条に基づいて適用された旧羽生町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、これを廃止する。

の期間給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）第9条に規定する報酬の額に限る。））の10分の1以下を減ずるものとする。

（この条例の実施に関し必要な事項）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 （略）

2 町村合併に伴う地方自治法施行令第3条に基づいて適用された旧羽生町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例は、これを廃止する。

（羽生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 羽生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号、<u>以下「法」という。</u>)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>次に掲げるとおりとする。</u>ただし、公務災害による当該期間については、療養のため必要と認める期間とし、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(羽生町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の廃止)</u></p> <p>2 町村合併に伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第3条に基づいて適用された、旧羽生町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、これを廃止する。</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>当分の間、羽生市一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第16号)附則第3項の措置及び当該措置に相当するもので規則その他の規程で定めるものについては、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</u></p>	<p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号、<u>以下「法」という。</u>)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果に関し規定することを目的とする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は<u>次の</u>とおりとする。ただし、公務災害による当該期間については、療養のため必要と認める期間とし、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 町村合併に伴う、地方自治法施行令第3条に基づいて適用された、旧羽生町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、これを廃止する。</p>

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則の規定又は任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(羽生市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 羽生市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>(趣旨)</u>	<u>(目的)</u>
<p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項</u>において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第38条第4項</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(適用職員の範囲)</p> <p>第2条 この条例において「<u>技能労務職員</u>」とは、一般職に属する職員で次の各号のいずれかに掲げる者の行</p>	<p>第1条 この条例は、<u>地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）附則第4項</u>において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第38条第3項</u>の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「技能労務職員」という。）の給与の種類及び基準に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(適用職員の範囲)</p> <p>第2条 この条例において<u>技能労務職員</u>とは、一般職に属する職員で次の各号のいずれかに掲げる者の行う労</p>

う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものをいう。

(1)～(5) (略)

(給料)

第4条 (略)

2 技能労務職員の受ける給料は、その職務と責任に応じ、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(宿日直手当)

第10条 技能労務職員が、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられたときは、宿日直手当を支給する。

2 前項に規定する勤務は、第7条から前条までに規定する手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する技能労務職員に対して、その勤続期間に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する技能労務職員に対し、その勤続期間並びに勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの支給日前1か月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員について

務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものをいう。

(1)～(5) (略)

(給料)

第4条 (略)

2 技能労務職員の受ける給料は、その職務と責任に応じ、かつその他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(宿日直手当)

第10条 技能労務職員が、宿直勤務又は日直、半直勤務を命ぜられたときは、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第7条から第9条までの手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する技能労務職員に対して、その勤続期間に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員についても 同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する技能労務職員に対し、その勤続期間並びに勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの支給日前1箇月以内に退職し、又は死亡した技能労務職員について

も、同様とする。

(退職手当)

第13条 技能労務職員が勤続期間6か月以上で退職した場合又は勤続期間6か月未満で退職した場合において、次に掲げる事由により退職したときには、退職手当を支給する。ただし、死亡による退職の場合には、その遺族に支給する。

(1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(2) ~ (4) (略)

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 禁錮以上の刑の確定した者

(2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者

3 (略)

4 勤続期間6か月以上で退職した職員が、退職の日の翌日から起算して1年以内に失業している場合において、その者が失業保険法(昭和22年法律第146号)に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を、同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(給与の減額)

第15条 技能労務職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第16条 第5条、第6条の2及び第

も同様とする。

(退職手当)

第13条 技能労務職員が勤続期間6月以上で退職した場合、又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときには退職手当を支給する。ただし、死亡による退職の場合にはその遺族に支給する。

(1) 職制若しくは定数の改廃、又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(2) ~ (4) (略)

2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 禁こ以上の刑の確定した者

(2) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分、又はこれに準ずる処分を受けた者

3 (略)

4 勤続期間6月以上で退職した職員が、退職の日の翌日から起算して1年以内に失業している場合において、その者が失業保険法(昭和22年法律第146号)に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を、同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(給与の減額)

第15条 技能労務職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった場合をのぞくほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第16条 第5条、第6条の2及び第

13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員を除く。） (2) 非常勤職員（ <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用され	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員を除く。） (2) 非常勤職員

<p><u>る職員を除く。)</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第10条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 (略)</p>
--	--

(羽生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 羽生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p>

(羽生市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 羽生市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第28号)

は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 2 任命権者は、施行日（この条例の施行日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の羽生市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の羽生市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若し

くは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第12項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げるものを除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げるものを除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5

年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項又は第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をしたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新条例第9条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げるものを除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（5） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げるものを除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に暫定再任用をしたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、同項の規定により採用する者又はこの項により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他の勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第9条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者（新条例第9条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務

が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。)に達している者(新条例第9条の規定により短時間勤務の職に採用することができるものを除く。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

(改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

13 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

15 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行

日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下次項及び附則第19項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌日の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢

が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に基準日の前日までに新条例第9条に規定する年齢60年以上の退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職したものを含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、新条例第9条規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第9条規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

2 1 改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 2 第2条の規定による改正後の羽生市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第3項から第10項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 3 暫定再任用職員のうち、暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、その職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再

任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号）が適用される者にあつては、同条例第2条第2項の規定により定められたその職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、羽生市職員の育児休業等に関する条例及び羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）附則第3項の規定により読み替えて適用される羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第13条の2第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第21条第3項の規定を適用する。

28 改正後の給与条例第21条の4第1項の職員に暫定再任用職員

が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「羽生市職員の育児休業等に関する条例及び羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）附則第3項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

29 羽生市一般職職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項、第6項、第7項及び第9項から第11項まで並びに第11条から13条の3まで、第13条の5並びに改正後の給与条例第4条第6項及び第8項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

30 前7項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

31 暫定再任用職員に対する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

3 2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第6条の規定による改正後の羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とする。

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

